

自衛官募集相談員の役割とは

6月14日、自衛官募集相談員の委嘱式が町役場において行われました。相談員を務められている、與原一義さん、花嶋晃さんへ神崎町長、千葉地方協力本部長の連名による委嘱状が交付されました。

自衛官は国の防衛をはじめ、自然災害現場への災害派遣など幅広い活躍をしていますが、その志願者に関する情報提供や募集活動の支援をボランティアで行うのが相談員の役割です。與原さん、花嶋さんの地道な活動が入隊希望者との架け橋となることを期待します。

自衛隊に興味のある方は総務課(☎2111)までご連絡ください。



委嘱状をを交付された
與原さん(中央右)と花嶋さん(中央左)

住民税の申告はお済ですか？

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告が必要な場合があります。

未申告の場合、保険料の算定や軽減措置の判定ができない場合があります、重要な行政サービスが受けられず不利益を受けることがありますので、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

- ▶日時 9月1日(水)～9月7日(火) 9:00～16:00
- ▶場所 役場1階 3番窓口(税務係)
- ▶持ち物
 - ・印鑑(認印)
 - ・収入のわかるもの(源泉徴収票や売上傳票など)
 - ・経費のわかるもの(仕入伝票や領収書など)
 - ・各種控除証明書
- ▶問合せ 町民課税務係☎2112

住民税の申告が必要な人とは??

- ・20万円以下の給与所得以外の所得がある人
- ・退職などで年末調整をしていない給与所得者
- ・年金受給者の確定申告不要制度を利用した公的年金受給者のうち、年金以外の所得があった人
- ・後期高齢者制度の被保険者や、国民健康保険加入者及びその世帯主で申告がない人

家屋を取り壊した方は届出を！

家屋や倉庫など建物の一部や全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある方は、町民課税務係に「固定資産異動届」を提出してください。(用紙は町民課税務係にあります)

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届出がないと課税されてしまうことがありますので、早めにご連絡ください。

なお、登記している家屋を取り壊した場合で、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、届出の必要はありません。

- ▶問合せ 町民課税務係☎2112

